

資 料 提 供
令和3年6月21日
担 当：広島県対策本部
担当者：新型コロナウイルス
感染症対策担当 渡部
直 通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年6月20日(日)に、新型コロナウイルス感染症の患者が3例確認されました。
新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内11397～11399例目です。
本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【 発 生 数 】 1市 1町 で， 10代 ～ 40代 計3人
- 【 症 状 等 の 度 合 】 軽症2， 症状なし1
- 【 入 院 等 の 状 況 】 入院中0， 宿泊療養中1， 調整中2
- 【 他 事 例 と の 関 連 】 濃厚接触者2， 調査中1
- 【 県 外 往 来 等 ※ 】 あり1

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
東広島市		1			1						2
府中町			1								1
合計		1	1		1						3

【県民，事業者の皆様へ】

- 外出は，外出機会と時間を合わせて半分に削減（広島市，東広島市及び廿日市市においては20時以降の外出を更に削減）してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者（勤務形態によっては執務室内の定員）を7割削減（広島市，東広島市及び廿日市市においては20時以降の勤務を抑制）してください。
- 県境を越える移動は，最大限自粛してください。特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は厳に控えてください。県内での移動について，広島市，東広島市及び廿日市市との往来は，感染防止策を徹底するなど，注意してください。
- 感染者やその家族，医療福祉関係者等を，絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては，感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害，患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から，提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。